

← 12センチメートル →

| | |
|---|-----|
| 写真貼り付け箇所 | 第 号 |
| 身 分 証 明 書 | |
| 所属 職名 氏名 | |
| 年 月 日生 有効期限 年 月 日 | |
| 上記の者は、高知県自然環境保全条例第20条第1項（同条例第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく中止命令等を行う権限を有する者であることを証明します。 年 月 日交付 | |
| 高知県知事 印 | |

8センチメートル

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

高知県自然環境保全条例（抜粋）
(中止命令等)

第20条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員に、前項の規定による権限の一部を行わせることができる。

3 前項の規定により中止命令等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(準用)

第30条 第20条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に対する中止命令等について、第21条の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る報告徴収及び立入検査等について、第22条第2項の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為であって国等が行うものについて、それぞれ準用する。(後略)

第37条 第20条（第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。
(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。